

技術資料作成上の留意事項

工事番号：令和7年度 ため池（池震対）第10359-分0003号

工 事 名：宮谷池地区（緊急対策分）県営ため池等整備事業 仮設道路その2工事

本資料は評価項目一覧及び各様式等に記載されている事項の補足説明、技術資料の作成方法及び提出資料について記載しています。

なお、本資料は当該工事の評価項目一覧で設定されている項目に該当する箇所を参照してください。

※【 ☐ 適用 】の記載がある項目については、☒チェックが入っている場合、当該工事の評価項目一覧で設定されている項目です。なお、【 ☐ 適用 】の記載がない項目は、すべて適用されます。

1 技術資料に関する共通事項

(1) 評価方法

ア 全ての評価項目を提案してください。

以下の場合、入札公告3（3）により入札に参加できません。

- ・入札公告別表で指定する技術資料の全てを提出していない場合
- ・様式3の指定する欄に配置予定技術者の氏名が記入されていない場合

イ 各評価項目の実績等は、当該工事の入札公告日を基準として評価します。

ウ 技術資料の審査は、開札後に落札候補者となった者のみ行います。（以下「事後審査」といいます。）

エ 事後審査で、各様式の記載内容が確認資料で確認できない場合は、追加で確認資料の提出を求めることがあります。ただし、技術資料（確認資料を含む）の差替えは認めません。

オ 記載された内容と事実と相違が認められた場合、事実に合わせて評価します。

カ 加算点の下方修正はしますが、上方修正はしません。

キ 「公共機関等」とは、国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）をいいます。

ク 入札参加者が特定建設共同企業体である場合は、構成員の代表者を評価します。

(2) 作成方法

ア 各様式は、A4版とします。

イ 文字サイズは、10ポイント以上とします。

ウ 各様式には、貴社名を記載してください。

エ 自己評価した内容が確認できる資料を提出してください。ただし、評価項目事前確認登録により確認を受けた評価項目は、確認資料を評価項目事前確認結果登録通知書の写しにすることができます。

オ 技術資料届出書を表紙にして、以降は各様式を様式番号順に並べてください。

ISO認証の写しやコリンズの写しなどの確認資料は巻末に添付してください。

カ 様式の加工及び修正等は、行わないでください。なお、様式の内容が公告した

内容と異なる評価項目や配点となっていた場合、その項目は評価基準の最下位の評価とします。

2 加算点申告書（様式1）

(1) 評価方法

ア 加算点申告書（様式１）とその他様式の記載内容に不整合がある場合は、加算点申告書（様式１）の内容を採用して審査します。

(2) 記述方法

ア 「各評価項目の自己評価」欄の黄色のセルは、数値を直接入力すると「自己加算点」が表示されます。

イ 「各評価項目の自己評価」欄の橙色のセルは、該当する項目を選択するとその「自己加算点」が表示されます。

3 企業の能力等（様式2）

(1) 本店等所在地【 ☐ 適用 】

ア 本店と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる県内企業は、様式2に本店の住所を記載してください。

イ 本店等の所在地に変更があった場合は、次のとおりとします。

(ア) 所在地の評価方法は、以下の１) ２) のとおりとします。

1) 公告の前月から36か月前までの期間のうち、公告月に近い「18か月以上連続した所在地」を評価の対象とします。

2) 所在地を変更した月は、変更前の期間に含みます。

(イ) 所在地の変更日及び旧所在地を様式2に記載してください。

(ウ) 所在地の変更を確認できる資料（許可行政庁の受付印がある建設業許可の変更届出書などの写し）を提出してください。

【所在地の評価方法】

(か月前)

評価期間	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	公告
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

18か月以上

【例1】

変更前所在地	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																			公告
変更後所在地																			変更	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		

【例2】

変更前所在地	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																						公告
変更後所在地																変更	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		

18か月以上

(2) 施工箇所地域における工事実績【 ☒ 適用 】

ア 評価対象となる工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式2に記載してください。

イ 評価対象となる工事のコリンズの写しを提出してください。ただし、コリンズの写しで評価対象となることが確認できない場合は、契約書等の写しなど確認できる資料も提出してください。

(3) 多面的機能支払活動実績

- ア 活動実績が証明できる資料(活動証明書)(別紙1)、企業の活動方針(別紙2)、多面的機能支払活動報告書(別紙3)、状況写真(別紙4)の写しを提出してください。

(4) 家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の運用協定等の評価

- ア 家畜伝染病発生等の緊急時における「家畜処分の運用協定の実績」(別紙5-1)又は家畜伝染病発生等の緊急時における対応に向けた「研修会への参加実績」(別紙5-2)の写しを提出してください。

(5) 県内産資材の使用 【 ☐ 適用 】

- ア 履行確認により不履行となった場合は、当該工事が完成した翌年度に、総合評価方式の不履行による加算点の減点の対象とします。

(6) 県内企業による施工 【 ☒ 適用 】

- ア 建設業法上の建設工事とは、建設業法に規定する29業種とし、29業種以外(資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等)は含みません。
イ 履行確認により不履行となった場合は、当該工事が完成した翌年度に、総合評価方式の不履行による加算点の減点の対象とします。

(7) 企業の工事実績

- ア 評価対象工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式2に記載してください。
イ 評価対象工事のコリンズの写しを提出してください。
ウ コリンズの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。
エ 評価項目一覧における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。

(8) 申告工事成績点又は総合点

- ア 「三重県の工事評定点」を申告する場合
(ア) 申告する評定点を様式2へ記載してください。
(イ) 様式2で計算した申告工事成績点を加算点申告書(様式1)の【申告工事成績点】欄に記載してください。
(ウ) 記載した全ての評定点の工事成績認定書の写し及びその工事が土木一式工事であることが分かる資料(コリンズの写し、入札公告の写しなど)を提出してください。
イ 「国土交通省の工事成績」の場合
(ア) 国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が前年度に公表した工事成績評定平均点(港湾空港関係除く)を加算点申告書(様式1)の【申告工事成績点】欄に記載してください。
ウ 「総合点」の場合
(ア) 入札公告日において最新の「三重県建設工事等入札参加資格者名簿」に記載された総合点(経営事項評価点数+技術等評価点数)を加算点申告書(様式1)の【総合点】欄に記載してください。
エ 加算点申告書(様式1)及び様式2には、ア、イ、ウのいずれかを記載してください。

(9) 土木一式工事の契約件数

- ア 対象となる工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式2に記載してください。

イ コリンズで記載内容の確認ができない場合は、契約書の写しなど提出してください。

ウ 公告日が「契約工期末日」又は「完成検査の合格日（引渡日）」のいずれか早い日を経過していない工事を対象とします。なお、後者の場合には、工事の完成が確認できる完成認定書の写し等の資料を提出してください。

4 技術提案【 ☒ 適用 】

ア 技術資料の作成について

（ア）特記課題は工事毎に異なりますので、確認のうえ技術資料を作成するようにしてください。

（イ）技術資料は、入札参加者の技術力を評価するために用いますので、入札参加者自らが作成することが原則です。

なお、作成にあたり、第三者（入札参加者以外のコンサル・専門業者等）から助言を受けること自体は原則に反しませんが、技術資料が他の入札参加者と酷似している等、複数の入札参加者が調整して作成している可能性がある判断した場合、談合疑義案件として調査を行います。

調査の結果、技術資料を自ら作成したことを立証できない（談合の疑いが払しょくできない等）場合、入札は無効になるほか、不正・不誠実な行為として指名停止の対象とする場合があります。

イ 評価方法

（ア）発注者が評価項目一覧に示す各項目について、当該工事への適合性の観点から評価します。

（イ）各項目を評価基準に基づいて採点し、その合計を1テーマの加算点とします。

（ウ）記述がない項目は、評価基準の最下位の評価とします。

（エ）技術提案は、工事を行ううえでの留意点の記述を求めるものであり、具体的に実施する対策等を記述する必要はありません。対策等を記述しても、その部分は評価の対象としません。

ウ 記述方法

（ア）各項目について、それぞれに工事を行う上で考えられる留意点を3つ以内で、その理由を含めて評価項目一覧に指定する様式に記述してください。

（イ）各項目の留意点①～③は、それぞれ5行以内で記述してください。5行を超えて記載された留意点は、評価の対象としません。

（ウ）文字の大きさは、10ポイントとします。

（エ）行列の挿入及びセルサイズの変更は、不可とします。

エ 技術提案の取り扱い

（ア）技術提案の内容は、現場着手前打合せ時等に受発注者で確認を行い、施工中においても必要に応じ確認・調整等を行うものとします。

5 総合評価方式の不履行による加算点の減点

（1）評価方法

ア 当該工事の入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体の場合に構成員が不履行工事を有する場合は、不履行工事の合計を特定建設工事共同企業体の不履行工事件数とします。

(2) 記述方法

- ア 加算点申告書（様式1）の【総合評価方式の不履行による加算点の減点】欄に不履行工事件数を記載してください。

6 指名停止措置による加算点の減点

(1) 評価方法

- ア 減点措置の対象企業は、三重県発注工事にかかる贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により役員等又は使用人が逮捕、又は逮捕を経ないで公訴されたことによる指名停止措置を受けた企業です。
- イ 当該工事の入札公告日が、上記指名停止に伴う減点措置期間（指名停止期間最終日の翌日から1年間）内である場合、減点措置の対象となります。
- ウ 当該工事の入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体の場合、構成員のどちらかが上記ア、イに合致する場合、減点となります。構成員の複数が減点措置の対象となっても減点の値は変わりません。

(2) 記述方法

- ア 加算点申告書（様式1）の【指名停止措置による加算点の減点】欄に「1」を記載してください。

7 経常建設共同企業体【☒ 適用】

それぞれに定めるもののほか、経常建設共同企業体に係る事項は、次のとおりとします。なお、この項は経常建設共同企業体の場合の評価の取扱を示したものであり、各評価項目の適用は、評価項目一覧によります。

(1) 評価方法

- ア 本店等所在地は、経常建設共同企業体入札参加資格審査の「企業体の所在地」を評価します。
- イ 次の評価項目は、構成員毎に評価した「自己加算点」の平均値（小数第2位切り上げ）を経常建設共同企業体の評価とします。
- (ア) 施工箇所地域における工事实績
 - (イ) 多面的機能支払活動実績
 - (ウ) 家畜伝染病発生等緊急時における家畜処分の運用協定等の評価
 - (エ) 企業の工事实績
 - (オ) 工事成績
 - (カ) 契約件数
- ウ 「経常建設共同企業体の評価」の合計は、小数以下切り捨てとします。

(2) 記述方法

- ア 構成員毎に様式2、様式3を作成してください。
- イ 不履行工事を有する場合は、不履行工事件数を加算点申告書（様式1）の【総合評価方式の不履行による加算点の減点】欄及び【指名停止措置による加算点の減点】欄に構成員毎に記載してください。

活 動 証 明 書

(株) ○○建設

○○ ○○ 様

上記の者について、○○の農地と水を守る会の活動として、下記の活動に参加したことを証明する。

記

○○年○○月○○日 (日)	草刈り (農道)
○○年○○月○○日 (土)	農道の補修
○○年○○月○○日 (日)	排水路の清掃 (泥上げ)
○○年○○月○○日 (日)	用水路の清掃 (泥上げ)

○○年○○月○○日

活動組織名 ○○の農地と水を守る会

代表者名 □□ □□

(別紙2) 多面的機能支払活動実績 確認資料

活 動 方 針 (例)

・基 本 方 針

株式会社〇〇建設は、経営理念の一つとして、「本業を通じたCSR（企業の社会的責任）」すなわち企業活動を行ううえで関わる全ての人たちとコミュニケーションを通じ良好な関係を築き、業務の遂行を図っていくことをCSR の考えに掲げ、その実践に努めて参ります。

高い企業理念の元にコンプライアンスの徹底など、公正で健全な企業活動を行い、社会に対する責任と責務を果たし、建設業者として社会に貢献して参ります。

・取 組 方 針

(1) 企業の社会的責任

企業が社会の一員であることを認識し、健全な企業活動を行います。また、コンプライアンスの徹底など、公正で健全な企業活動を行います。

(2) 環境への配慮

事業活動から生じる環境への影響を的確に捉え、可能な範囲で省エネルギー、省資源、グリーン調達、廃棄物の分別や適正な処理に取り組みます。また、環境マネジメントシステム（ISO14001）を構築し、環境負荷の低減に努めます。

（３）職場環境づくり

社員の人権を尊重し、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントのない働く喜びを共有出来る職場環境を整備します。

（４）地域社会への貢献活動

多面的機能支払活動（〇〇の農地と水を守る会）への積極的な参加を通じて、地域社会との信頼関係の構築に努めます。

株式会社〇〇建設

代表取締役社長□□ □□

様式自由

(別紙3) 多面的機能支払活動実績 確認資料

多面的機能支払活動報告書（令和〇〇年度）

〇〇の農地と水を守る会

代表者□□ □□ 様

株式会社〇〇建設

代表取締役社長 〇〇 〇〇

	第1回	第2回	第3回	第4回
活動日	〇〇年5月〇日	〇〇年6月〇日	〇〇年7月〇日	〇〇年8月〇日
作業内容	草刈り（農道）	農道の補修	排水路の清掃 （泥上げ）	用水路の清掃 （泥上げ）
作業場所	〇×町△△付近 別途位置図1	〇×町△△付近 別途位置図2	〇×町××付近 別途位置図3	〇×町××付近 別途位置図4
参加者名	〇〇 太郎 ×× 次郎 △△ 三郎 △〇 四郎 ×△ 五郎 △△ 一男 △△ 次男 〇× 花子	〇〇 太郎 ×× 次郎 △△ 三郎 △△ 次男 〇× 花子	〇〇 太郎 ×× 次郎 △△ 三郎 △〇 四郎 ×△ 五郎 △△ 一男	△△ 三郎 △〇 四郎 ×△ 五郎 △△ 一男 △△ 次男 〇× 花子

作業方法・ 注意点等	草刈り機 7 台、軽トラ 1 台で作業を行った。 通行車両に作業がわかるように「除草作業中」の表示板とカラーコーンを設置した。	2 t ダンプトラック 2 台とバックホウ 1 台で作業を行った。 路面補修の箇所が各路線広範囲に渡るため、路線毎に全線通行止めで作業をした。	4 t ダンプトラック 1 台とバックホウ 1 台で作業を行った。 暑い時期の炎天下作業であるので、適時の休憩を設けた。	軽ダンプトラック 1 台と人力で作業を行った。前日の雨で路肩が緩んでいたため、軽ダンプトラックが路肩へ寄りすぎないように注意した。
---------------	--	--	---	---

様式自由

(別紙4) 多面的機能支払活動実績 確認資料



第1回

5月〇日

草刈り（農道）

状況



草刈り（農道）



草刈り（農道）

(別紙5－1) 家畜伝染病発生等の緊急時における「家畜処分の運用協定の実績」
確認資料

年 月 日

家畜伝染病発生等の緊急時における
「家畜処分の運用協定の実績」

三 重 県 知 事 あて

住所
会社名
代表者氏名

下記のとおり、「家畜処分の運用協定」に基づく研修（実地訓練）の実績を提出
します。

記

1. 日時
〇〇年〇〇月〇〇日
2. 場所
〇〇〇〇

注意事項

- 1 「家畜処分の運用協定の実績」は、〇〇農林水産事務所と締結した「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の運用協定」に基づいた研修（実地訓練）への参加実績（前年度、当該年度のいずれか）を指します。
なお、「家畜処分の運用協定の実績」の評価については、「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」を三重県と締結後、5年以上の継続した研修（実地訓練）を行っており、運用協定で定める緊急連絡応援体制ネットワークを確立している団体を対象とします。

(別紙5－2) 家畜伝染病発生等の緊急時における対応に向けた「研修会への参加実績」 確認資料

年 月 日

家畜伝染病発生等の緊急時における 対応に向けた「研修会への参加実績」

三 重 県 知 事 あて

住所
会社名
代表者氏名

下記のとおり、「研修会への参加実績」を提出します。
記

1. 日時
〇〇年〇〇月〇〇日
2. 場所
〇〇〇〇

注意事項

- 1 「研修会への参加実績」は、県が認める家畜伝染病発生等の緊急時における対応に向けた研修会への参加実績（前年度、当該年度のいずれか）を指します。
なお、「研修会への参加実績」の評価は、〇〇農林水産事務所管内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」又は「建設業許可を受けた支店・営業所」を有する企業に限ります。